

# 産 業 建 設 委 員 会 記 録

令和元年9月12日(木)

9時54分～14時50分

全 員 協 議 会 室

【委員】 岡本委員長、串崎副委員長

三浦委員、川上委員、飛野委員、笹田委員、牛尾委員

【委員外】 上野議員、小川議員、西川議員、野藤議員、西田議員、沖田議員、佐々木議員、芦谷議員

【議長団】

【執行部】 近重副市長

(産業経済部) 湯浅産業経済部長、佐々木産業経済部副部長(兼広島事務所長)、  
大驛商工労働課長、山口産業振興課長、田中ふるさと寄附推進室長、  
久佐農林振興課長(併農業委員会事務局長)、石原農林振興課副参事、  
永見水産振興課長、戸津川水産振興課副参事、岸本観光交流課長、  
川合開府400年推進室長

(都市建設部) 石田都市建設部長、三浦建設企画課長、寺戸建設整備課長、邊地籍調査課長、  
鎌田維持管理課長、吉田建築住宅課長

(金城支所) 吉永金城支所長、河内金城支所産業建設課長

(旭支所) 塚田旭支所長、今田旭支所産業建設課長

(弥栄支所) 岩田弥栄支所長、後野弥栄支所産業建設課長

(三隅支所) 田城三隅支所長、永田三隅支所産業建設課長

【事務局】 下間書記

---

## 議 題

- 1 議案第60号 浜田駅関連施設条例の一部を改正する条例について **【全会一致可決】**
- 2 議案第63号 市道路線の廃止について(佐野新開線外) **【全会一致可決】**
- 3 議案第64号 市道路線の認定について(浜田255号線外) **【全会一致可決】**
- 4 請願審査  
(1) 請願第8号 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出について **【賛成全員採択】**
- 5 陳情審査  
(1) 陳情第111号 小福井市営住宅、雇用促進住宅の再整備についての陳情について **【賛成多数採択】**  
(2) 陳情第122号 開府400年事業の経済効果の算出を求める陳情について **【賛成なし不採択】**  
(3) 陳情第123号 「お魚センター」案件の不明朗な点を明朗にすることを求める陳情について **【賛成少数不採択】**  
(4) 陳情第124号 美又国民保養センターが労基法に適合しているかの調査を求める陳情について **【賛成なし不採択】**  
(5) 陳情第125号 TEU、FEUを発表する意味の説明を求める陳情について **【賛成なし不採択】**  
(6) 陳情第126号 基幹産業の定義を求める陳情について **【賛成なし不採択】**
- 6 所管事務調査  
(1) 三隅発電所2号機の建設状況について **【商工労働課】**  
(2) 島根型6次産業推進事業(通称しまろく事業)について **【商工労働課】**

7 執行部報告事項

- (1) 漁業別水揚げについて（報告）
- (2) 7号荷さばき所の整備スケジュールについて（報告）
- (3) その他

【水産振興課】

【水産振興課】

8 その他

9 政策討論会を終えて

## 【議事の経過】

[ 9 時 54 分 開議 ]

岡本委員長

本日の出席委員は7名で定足数に達しておりますので、ただちに委員会を開会します。執行部の方 岸本観光交流課長から欠席の連絡を受けております。お手元にレジュメにそって進めます。

まず、本委員会に付託されました、市長提出議案3件、請願1件、陳情6件の審査に入ります。なお、採決は最後、執行部退席後にまとめて行いますので、よろしく願います。

### 1. 議案第60号 浜田駅関連施設条例の一部を改正する条例について

岡本委員長

執行部から補足説明はありますか。

( 「ありません」という声あり )

では質疑を行います。委員から質疑がありますか。

笹田委員

駅前の駐輪場を設置するための条例改正ですが、現在の状況はどのようになっていますか。

建設企画課長

現在ほぼ駐輪場の整備は終わっています。一昨日コガワ計画の方からお話があり、ルートインの方に駐車場等を引き継いだというお知らせがあったところです。使用については29日がホテルの駐車場のオープンとなっていますので、それからが使用開始になります。条例上では10月1日ということになります。

笹田委員

ほぼでき上がっている認識でいますが、それまで駅に市が管理する駐輪場はなかったのですか。

維持管理課長

それまでは、駅前行財政改革推進課が管理していた駐輪場と駐車場がありました。

笹田委員

その駐輪場はこの条例だと原付と自転車ということですが、多くの市民が利用されているという認識でよろしいでしょうか。

維持管理課長

無料で開放されていて、学生が多く利用されています。

笹田委員

先ほど、浜田市の行革の方が駐輪場を持っているということですが、浜田市が持っているのにまた駐輪場を設置するわけで、駅前の条例を改正してまで、駐輪場を入れるということが、すでに持っているのにも関わらず新たに条例に付け加えるというのが理解できないのですが、何か、課の方で変更があるからですか。

建設企画課長

以前からあった駐輪場については維持管理課長が申し上げましたが、その駐輪場は平成29年12月議会で条例が廃止されています。それで今回はホテルで作られた駐輪場を無償で借り受けて、新たに駐輪場として管理するための条例を浜田駅関連施設条例の施設として位置づけて管理しようとするものです。

笹田委員

良く分かりました。この概要4ですが、自転車が放置されているときは移動するよう警告できるとありますが、それはどなたが行うのですか。

維持管理課長

実は10月に駐輪場は供用開始ということで条例提案していますが、毎日、駐輪場の清掃を業者に委託する手続きをします。その中で併せて自転車放置について情報提供いただき、その情報提供に基づいて、職員がその確認をすることを考えています。

笹田委員

2番について、「相当の期間放置している」という文言がありますが、「相当の期間」とはどのくらいの期間を想定していますか。

維持管理課長

今考えておりますのが、もともと駅前にあった駐輪場の運用を引きつくと想定して、2、3週間程度、情報提供を受けた後、放置している自転車の汚れ具合、全く動いていないというようなことが確認できるような措置をして、様子を見るというようなことを考えています。それからなお、動いていないということになれば、警告のシールを貼って移動をお願いするとかして、それから1、2週間程度シールを貼って置いておこうかと思っています。それから、動きがない場合、7日間程度、その駐輪場の一角に少し移動させていただき、隅の方に移動させていただき7日間程度、仮置きをしたいと思っています。

笹田委員

それを過ぎると、撤去して保管できるとありますが、保管はどこでされますか。

維持管理課長

7日間、駐輪場の一角に保管、仮置きをすることを考えていますが、その後、防犯登録があれば警察に相談して、所有者に連絡をとってもらう措置を考えたいと思います。個人情報ですので、警察の方も所有者を明かしていただけないということもあろうかと思っています。ですから警察の方から所有者に移動をお願いして連絡をとってもらうことを考えています。なお所有者不明、盗難被害届もない場合は市の北分庁舎倉庫で保管してしばらく置いておきます。

岡本委員長

他にありますか。

( 「なし」という声あり )

## 2. 議案第63号 市道路線の廃止について(佐野新開線外)

岡本委員長

執行部から補足説明はありますか。

( 「ありません」という声あり )

では質疑を行います。委員から質疑がありますか。

牛尾委員

一昨日、委員派遣をして全員で現場視察をし、問題無いことを確認しました。

川上委員

問題はないが少し考えていただきたい部分はありました。強いて言えば、側溝の蓋のグレーチングを若干細めにした方が良いのではと思い、業者へ申し入れるようお願いしました。

岡本委員長

これは廃止路線についてですが。

川上委員

それなら問題無いです。

( 「なし」という声あり )

## 3. 議案第64号 市道路線の認定について(浜田255号線外)

岡本委員長

執行部から補足説明はありますか。

( 「ありません」という声あり )

では質疑を行います。委員から質疑がありますか。

川上委員

先ほどは失礼しました。全員で現地確認させていただきました。速攻の蓋を考えていただきたい点はありましたが、それ以外は問題ないと理解しております。

牛尾委員

現場確認の際、歩道部分にあたるグレーチングが太かったため、危な

いということで、細いものに変えるよう現場で話を聞いてもらい、そこは変えるということがありました。もう1件は側溝の蓋のすきまが少しあるので危ないのではないかという指摘をしたところ、そこも対処すると回答を得たため、問題無いと思います。他の路線については全部現地に立って見ましたが、何ら問題はないということを確認しました。

笹田委員

1点だけ確認ですが、下来原線、1度廃止して、農道整備しないところを再認定ということをおうかがいしましたが、農道整備する・しないの基準はどのように分けられているのですか。

維持管理課長

それは農道で整備する終点、佐野側から申しますと、終点はどう決まったかという意味合いでしょうか。

笹田委員

はい。

維持管理課長

これはご覧になったとおり、佐野側から農道の整備される終点、ちょうど交差点のところまでは、非常に狭い道だったと思います。離合もままならないようなところだったと思いますが、そういった部分で、そこまで行けば、離合も可能だし、車が通行するのもある程度改善されるというようなことが考えられます。それで、これは農林で採択されるということなので、県ですね。少し詳細までは把握できませんが現地を見てそう感じています。

岡本委員長

他にありますか。

( 「なし」という声あり )

#### 4. 請願審査

##### (1) 請願第8号 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出について

岡本委員長

この請願ですが、同様のものが陳情として市長の方にも提出されているそうなので、審査の参考のため、ご説明いただける部分があればお願いします。

商工労働課長

軽油引取税については県税ですが、創設時より道路整備財源として利用されてきました。平成21年の税制改正により、地方道路特定財源制度が廃止され、一般財源化されたため軽油引取税が目的税から普通税に移行され廃止されました。道路の使用に直接関係を有すると直接認められていない場合であっても、創設時は原則として全て課税されていたということで、当時は特に政策的配慮の観点から課税免除が認められていました。平成21年度税制改正により、目的税から普通税に移行されたことにより、旧法で規定されていた課税免除について平成24年3月31日までの特例措置ということが設けられたところです。その後平成27年3月31日まで延長、また平成30年3月31日まで延長されました。それで、平成30年の税制改正において、現在の令和3年3月31日まで再延長されているところです。税額は1リットルあたり32.1円ですが、西部県民センターに確認したところ、管内の大田以西で395件の事業者からの申請が出ていました。市町村別の集計は出ていないというところでしたが、申請者が県に認められて、軽油を買われる時に、だいたい今、通常130円程度ですが、その価格の4分の1程度が引かれて軽油を買われているようです。

請願者にどのくらい影響があるかお伺いしたところ、大体1シーズン1万から1万5千リットル使用されているようで影響額とすると、32万円か

ら48万円くらいになろうかと思いますが、そういった影響がありますということをお聞きしています。これについては、国の税制調査会でまた引き続き検討中と聞いております。

岡本委員長

他にありませんか。

( 「ありません」という声あり )

委員の皆さんの方で、参考のため、確認したいことがあればこの場で質問をお願いします。

( 「なし」という声あり )

## 5. 陳情審査

### (1) 陳情第111号 小福井市営住宅、雇用促進住宅の再整備についての陳情について

岡本委員長

続いて陳情審査です。全部で6件出ており、陳情第111号については市長宛にも出されています。審査の参考のため、執行部に確認しておきたいことがありますか。

三浦委員

以前にこの同様の陳情が出され、執行部からも1度返答されています。その時から計画が変わったことに対する陳情だと理解していますが、その住民の方々からの要望を考慮することがなぜできなかったのか、なぜこういう計画になったのか経緯を教えてください。

建築住宅課長

小福井住宅、雇用促進住宅の再整備ですが、陳情については、これは今回初めて出てきたものです。以前から出た物は高等技術校跡地をいろいろな福祉や防災に使いたい陳情はありましたが、ただその時には市営住宅の集約建替をする候補地として考えているのという回答を各担当部署からしたと聞いております。

笹田委員

関連して総務にも陳情が出ていました。だからセットだと思っています。一昨日の総務文教委員会でもありましたが、平成23年10月24日に陳情を出されて、その時には住民の皆さんにとってより良い土地活用ができるように回答があって、住民も期待されたところもあったと思います。それがどういう形で、ひっくり返ってというか、市営住宅をここに建てる計画が変わったのか。いつの段階で方針が変わったのか分かればご説明ください。

都市建設部長

23年の陳情の後、市の方針として都市建設部の方針として市営住宅集約建替するに至った時期ですが、住宅マスタープランを平成20数年頃に作っており、その中に小福井と内田住宅の集約建替の候補地という形で挙げています。都市建設部としてはその時期に跡地の利用をこうすべきと判断したものだと思われま。

笹田委員

この後が変わったのだと思いますが、こういう陳情があって回答があれば、このとおりで進んでいくと住民は期待がふくらむ回答だったと思います。それが市営住宅に整備したいといった時、ここの町内の方には説明されたのですか。全くしていないのですが。

建築住宅課長

先ほどの住宅マスタープランは平成29年3月に策定しています。ただこのことについて住民の方にお話はまだしていません。候補地なのでまだしていません。

笹田委員

要するに、そういった期待していた所で候補地になったということで、それはおかしいのではということで陳情を上げられたのではないですか。

市の回答があったということで、今後変わることなく市営住宅は陳情111号と112号はまとめて同じ回答だと思いますが、こういうよう進めていくのだというような形が出ていますが今のところ決定ではないですが、この方針が覆ることなく市は進めていくのでしょうか。

建築住宅課長

地元にはもう回答しています。高等技術校の跡地については防災及び子育て健康増進の拠点整備については、現有施設の活用を原則として検討していますので、新たな財産の取得を伴う拠点整備は想定していないということで担当部から回答しています。それに基づいて市営住宅建て替え候補地として活用したいと考えています。

牛尾委員

医療センターの関係で、いや警察跡地と等価交換で市が少し足りないので高等技術校も差上げますと、無償でもらえる回答があって、それがそうならないという報告がありませんでした。無償提供ならこういう使い方で、ということでこの陳情につながっているのかと思いますが、恐らく、1億以上かかるものを地域が言われるように地域に開放するような話はなかなか難しいことなので、その辺の情報がきちんと伝わっておらず変に期待感をあおってしまった気がします。雇用促進住宅はどこも原則民間譲渡と決まっていますので、それが入った陳情というのは、市の政策だから余程のことでないと譲れないだろうし。非常に難しいですよ。この原因は途中で市の経過を、無償のはずがそうではなくなったとか、議会への報告もなかった気がしますし、過大な期待感をあおったのが原因ではないのでしょうか。それについてきちんと説明をお願いします。

副市長

警察署を新しくされる際、面積的にも市が譲った方が多いので等価交換とすると、高等技術校跡を含める話がありました。現実には県有地なので、うちがどうこう言えることではありませんでした。ただ、無償で入るならその辺りもしっかり検討はさせていただきますという回答でした。ただ警察用地を取得する際説明しましたが、交換はしないという話を進めたと言った記憶があります。今回もし技術校跡をとると市が改めて取得しなければなりません、無償とはなりません。金額的には大きくなります。併せて、老朽化した市営住宅も含めて、新たな場所に建てたいということでこの計画が立てられましたので、その時に集会所の中に防災とかも含めて検討させてもらった経過があります。その辺の説明がきちんとされてなかったため誤解があり、しっかり説明するべきだったと思います。

岡本委員長

他にありますか。

( 「なし」という声あり )

**(2) 陳情第122号 開府400年事業の経済効果の算出を求める陳情について**

岡本委員長

審査の参考のため、執行部に確認しておきたいことがありますか。

( 「なし」という声あり )

**(3) 陳情第123号 「お魚センター」案件の不明朗な点を明朗にすることを求める陳情について**

岡本委員長

審査の参考のため、執行部に確認しておきたいことがありますか。

川上委員 審査のために少し教えてください。この中に日本海信用金庫に借入金を全額返済とありますが、全額とはどのくらいつかまれていますか。

水産振興課副参事 日本海信用金庫の債務ですが、具体的数字は持ってないですが1億数千万と思われま。

川上委員 ということは、2億3千万で購入するのは1億3千万程度が向こうにわたるということですね。そういう理解でよろしいですか。

水産振興課副参事 そうなります。

川上委員 借入金は、お魚センターは日本海信金にいつ頃返されますか。

水産振興課副参事 市からお金がいけば早急に返済するとのこと。

川上委員 たびたびですが、土地に関しては担保が、抵当がありますが、担保についての解除はいつか確認をされていますか。

水産振興課副参事 時期については、まだ確定していません。

川上委員 以前も一般質問しましたが、担保がついたまま浜田市は買うという理解でよろしいですか。

水産振興課副参事 市としては担保を解除して抹消していただいてから所有権を移そうと考えています。

岡本委員長 陳情について執行部に確認する時間です。執行部の対応についてご質問されているようですが、何か意図があるのですか。

川上委員 この陳情に書いてあること、根拠とか前後関係を参考のために聞こうと思っています。

牛尾委員 この件は議会が議決権を行使してもう終わった問題です。本来この問題は陳情に馴染みません。今の議論は即刻中止するべきです。

(「傍聴者から発言あり」)

岡本委員長 審議中のため傍聴者は発言を控えてください。

川上委員 ここにも陳情が出ているので、陳情の裏についてお聞きしたいということでした、議会としては陳情として陳情内容は確認しておきたいです。

岡本委員長 では、このまま進めます。

川上委員 土地売買の瑕疵については、今回はないという判断で売買契約を結ばれたのでしょうか。

水産振興課副参事 ないものと思います。

川上委員 それでは、終わったものとは言えども、やはりしっかり瑕疵については、鑑定評価に書いてありましたので、その辺の鑑定評価を生かすべきものなのに、生かせなかった理由は何かありますか。

水産振興課副参事 建物自体、お魚センターとして活用されていましたので、建物自体、石綿等の廃棄物は含まれていませんし、改修する際にアスベスト等が発生したら適法に対応すれば問題ないと考えていますので、基本的には大きな瑕疵はないと考えています。

川上委員 鑑定評価に書いてあるのは、築年数が経っているので、中は維持管理されていないから、今後何かに使う場合は大変に修理が必要と書いてありました。でありながら個別になっているのは、この瑕疵についての責任を明確にしてないのではないかと思いますかと思いますがどうですか。

岡本委員長 少し、一般質問のようなやり取りがされています。川上委員の気持ちは十分、分かりますが、このことはもう採決されている部分であり、ここで新たに追及するのはいかがかと思えます。

皆さんにお尋ねします、このまま進めても良いものですか。意見があればお願いします。

牛尾委員  
川上委員

十分質疑されたのではないですか。この辺で打ち切りにしてください。  
もう1点だけお願いします。今回、金を出して買ったことについて、平成28年10月頃の記録にあるのですが、市が責任をもってサポートしていくということをお願いした経緯があるから市に迷惑をかけないという、これは完全に裏保証という言い方はよくありませんが、債務保証をしていて、実は裏保証、または闇保証の疑いがあることだけは言うておきます。

岡本委員長

他にありますか。

( 「なし」という声あり )

#### (4) 陳情第124号 美又国民保養センターが労基法に適合しているかの調査を求める陳情について

岡本委員長  
笹田委員

審査の参考のため、執行部に確認しておきたいことがありますか。  
ここに書かれていることですが、どういったことですか。説明をお願いします。

金城産業建設課長

引き継ぎ者が市であることもあり、担当が週2、3回うかがって連絡調整をしながら運営状況を確認しています。この中でオープンやお盆時期が重なってシフト表を担当者が確認したところ、時間外勤務がかなりあることを市も確認しております。その際、指定管理者にも確認しましたところいろいろ重なり職員には迷惑をかけたけれど、時間外の未払いがないことは確認しています。現在ですが、職員も落ち着きまして、新たに2名の職員を配置すると聞いています。現在は時間外勤務も減りつつあります。

定休日は市の直営管理と同じ毎週水曜を指定管理者が継続したいと設定されています。定休日について週1回を継続してどうだったか尋ねたら、やはり週1回は休ませて欲しいと。その理由として、大きく3つあり、まず循環ろ過装置を週1回フィルターのごみを除去している、その際にお湯を抜いて清掃しているが、かなり時間がかかるとのことです。もう1点ですが、この美又温泉は泉質がぬるぬるしていて、以前から転倒して怪我をされる事案が前指定管理者の時代からも発生していて、それ以降、定休日を設けて清掃しているという経過があります。3点目ですが、施設もかなり老朽化しているため、週に1度担当者が簡易修繕をされているそうです。そういうメンテナンスを含めて週1定休としているそうです。

ちなみに、関連施設を調べたところ、かけ流しのところは定休日がないところもありましたが、保養センターと同じ循環ろ過を使用している玉造温泉でも週1回定休としているようです。今後定休日のあり方について引き続き指定管理者と協議するつもりです。

牛尾委員  
金城産業建設課長  
牛尾委員  
金城産業建設課長

これは指定管理者の応募は何者程度でしたか。

3者ありました。

名前は挙げられますか。

私の判断では難しいですが、1者は地元の温泉協会、もう1者は個人です。

牛尾委員 応募者については以前も履歴があったし、公開してもおかしくないの  
ではないですか。何か引っかかる問題があるのですか。  
金城産業建設課長 担当部署に確認して後に回答します。  
岡本委員長 他にありますか。  
( 「なし」という声あり )

**(5) 陳情第125号 TEU、FEUを公表する意味の説明を求める陳情について**  
岡本委員長 審査の参考のため、執行部に確認しておきたいことがありますか。  
( 「なし」という声あり )

**(6) 陳情第126号 基幹産業の定義を求める陳情について**  
岡本委員長 審査の参考のため、執行部に確認しておきたいことがありますか。  
( 「なし」という声あり )

## 6. 所管事務調査

### (1) 三隅発電所2号機の建設状況について

岡本委員長 執行部の説明をお願いします。商工労働課長。  
商工労働課長 ( 以下、資料をもとに説明 )  
岡本委員長 では質疑を行います。委員から質疑がありますか。  
串崎副委員長 今後の取組について、視察されるとのことですが担当はどこですか。三隅支所ですか。  
商工労働課長 三隅の経対協の事務局を担っている三隅火力発電所対策室、これには三隅支所も入っていますが、そこが中心になって、団体、それから地元関係が一緒になって計画を考えています。  
串崎副委員長 これは地域活性化の取組とありますが、三隅支所と経対協の取組については書いてありますが、本庁は何をするのか書いてありませんので本庁の動きを書いていただきたいと思います。  
商工労働課長 本庁に三隅火力発電所対策室があり、私が室長を兼務しています。実際の地元対応等は三隅支所と連携して行っています。本庁は経対協からの情報収集及び提供を中心にやっています。  
飛野委員 経対協は地域経済の中でいろいろを検討されています。視察等ですね。もう2年ちょっと経過しています。火電工事が終わっても何かが残るよう結び付けていく、それをもちろん前提にされているでしょうが、意気込みを教えてください。  
商工労働課長 建設工事は、ほぼ始まって、ほぼ中電の発注も終わっています。事業者さんの新たな参入は厳しいと伺っていますが、長い工事の間にできる事があるのではと考え、本庁、支所も含め、地域の皆さんと一緒に検討しています。  
飛野委員 ぜひ進めていっていただきたいと思います。なぜかと言いますと、1号機ができて2号機ができるまでの間に2回延長され、その間、三隅は冷え切ってしまった経緯があると思います。ここで何かできないとまた更に冷え込む恐れがあります。よろしくをお願いします。  
産業経済部長 課長の繰り返しになりますが、完成後の地域の取組状況が我々の課題の一つになっています。今回視察に行く松浦発電所については、すでに

飛野委員  
岡本委員長

できて、地域との完成後の取組もしているということですので、しっかり視察して見てこようと思っています。

ぜひとも前向きに進めてくださるようお願いします。

他にありますか。

( 「なし」という声あり )

## (2) 島根型6次産業推進事業(通称しまろく事業) について

岡本委員長  
商工労働課長  
岡本委員長  
飛野委員

執行部の説明をお願いします。商工労働課長。

( 以下、資料をもとに説明 )

では質疑を行います。委員から質疑がありますか。

今まで2件採用されたと説明されました。6次化はこれまでも取り組まれていると思いますが、2件でしょうか。もう一度確認させてください。

商工労働課長

2件はいわゆる市町村戦略型が2件、それ以外に事業者連携型が平成26年1件、27年度2件、28年度2件、29年度1件、30年度1件、今年度もまた1件の予定と伺っています。

飛野委員

私はしまろくというのを今回初めて聞きました。浜田市は今までこれだけの成果や結果が出ていましたか。

商工労働課長

平成26年度から始まって、29年度から新しまろくということで市町村連携型の新しい取り組みが始まっています。

飛野委員

単純に私が聞きたかったのは、事業者と生産者も含めてそういう方と一緒に6次化しますよね。そうすると爆発的な開発になって、採用されるとすると、その既得権はどこに行くのでしょうか。

商工労働課長

今回、一次産業から三次産業までいろいろな方が連携してということで、逆に一次産業の方が入っていないとこの事業としては成立しません。あくまでも事業主体という事業者さんがおられまして、当然そこで開発をされるので、既得権はその事業者になるかと思います。

飛野委員

浜田市もそこに金銭的に支援するのですが、それも全面的に事業者に残るのですか。

商工労働課長

はい。これまでも各事業者がいろんな取り組みをして、成果が挙げればそれは事業者さんの権利になります。

岡本委員長

他にありますか。

( 「なし」という声あり )

ここで暫時休憩します。再開は11時とします。

[ 休憩 10時50分～ 11時 00分 再開 ]

岡本委員長

会議を再開します。

陳情第124号で指定管理者について後程、答弁とのことでした。金城産業建設課長からの答弁を受けたいと思います

金城産業建設課長

指定管理者に応募された3者は、指定管理者を除いて、一般社団法人金城ブランドプロデューサー協会と、株式会社コムサの3者です。

岡本委員長

この回答を受けて何かありますか。

( 「なし」という声あり )

## 7. 執行部報告事項

### (1) 漁業別水揚げについて

岡本委員長  
水産振興課長  
岡本委員長

執行部の説明をお願いします。水産振興課長。  
( 以下、資料をもとに説明 )  
では質疑を行います。委員から質疑がありますか。  
( 「なし」という声あり )

### (2) 7号荷さばき所の整備スケジュールについて

岡本委員長  
水産振興副参事  
岡本委員長

執行部の説明をお願いします。水産振興副参事。  
( 以下、資料をもとに説明 )  
では質疑を行います。委員から質疑がありますか。  
( 「なし」という声あり )

### (3) その他

岡本委員長  
水産振興課副参事

その他で執行部から何かありますか。  
しまねお魚センターが閉店して、その案内看板等がないという一般質問がありました。5月末には閉店して、6月末までは会社に従業員の方がいましたので、1月間はお案内ができたと思います。7月になり、誰もいないため案内看板を3か所設置しており、中におられた事業所も仲買売場の方に3社、移転していただいていますので、そちらを利用いただくよう案内板を設置しています。仲買売場にもどういった店が入っているかという案内看板を設置しました。

岡本委員長

これについて委員から何かありますか。  
( 「なし」という声あり )

ないようでしたら、ここで執行部からの報告事項2件について、全員協議会へ提出し、説明すべきものを決定するため、まず執行部の意向を確認したいと思います。商工労働課長。

商工労働課長  
岡本委員長  
川上委員

今回は全協での説明はなしとさせていただきたいと思います。  
執行部の意向が説明されましたが、ご異議はありますか。  
7号荷さばき所については、このくらいは取り上げていただきたいと思います。

岡本委員長

そのような意見ですが、執行部よろしいですか。  
( 「はい」という声あり )  
では7号荷さばき所については説明をお願いします。

## 8. その他

岡本委員長

執行部からその他ございますか。  
( 「ありません」という声あり )

飛野委員

委員からその他ございますか。  
この前、6日に陸上養殖の放映がNHKにてありました。その時に瀬戸ヶ島の例の養殖に関わる、業者の名前も出ていました。私も関知していない部分でして、突然放映のあったのですが、その経緯は何ですか。

水産振興課長  
水産振興課副参事

私もその放映があったことを知りませんでした。  
現在、瀬戸ヶ島において3月の時点で、マルハニチロと市とで共同開発

です。県の方で地下水のボーリングもしています。これは一般質問でもお答えした部分かと思えます。現在、調査中でして、月末まで調査の予定で進めています。その調査結果によってどう対応するか判断します。現時点では、そういった協働開発をしていくのだということを進めているところですよ。

飛野委員

その話まではお聞きしています。しかし放映ではその企業と4月から具体的にその部分について検討に入っているような内容でした。だからいつの間にか進んでいるのだと感じたのですが。

水産振興課副参事

どう報道されたかは存じませんが、現在調査中で、その結果をもっとどのように開発するかを検討する予定としていますので、現在報告できるものはありません。

飛野委員

報道内容を確認しておいてください。

岡本委員長

他にありませんか。

( 「なし」という声あり )

では、執行部の皆さんはここで退席されて結構です。ここで暫時休憩します。再開は11時20分とします。

#### 《 執行部退席 》

[ 休憩 11時13分～11時20分 ]

岡本委員長

会議を再開します。これより執行部提出の議案3件について採決を行います。

#### 「議案第60号 浜田駅関連施設条例の一部を改正する条例について」

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

( 「異議なし」という声あり )

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

#### 「議案第63号 市道路線の廃止について（佐野新開線外）」

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

( 「異議なし」という声あり )

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

#### 「議案第64号 市道路線の認定について（浜田255号線外）」

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

( 「異議なし」という声あり )

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

岡本委員長  
牛尾委員

「請願第8号 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出について」

委員からご意見をお聞きします。

若干議論して1社からの請願で問題ではないかという指摘もありましたが、業界全体にかかるとも見えます。紹介議員もありますので採択すべきと考えます。

岡本委員長

他にありますか。

( 「なし」という声あり )

それでは、

「請願第8号 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出について」を採決します。採決は、委員会条例の規定により問題を可とすることでお諮りします。

本請願について、採択すべきものと決することに賛成の方の挙手をお願いします。

《 賛成者挙手：全員 》

賛成全員で、本請願を採択することに決しました。

本請願は、政府関係機関に意見書の提出を求める請願です。今回、意見書案が添付されています。この意見書案を参考に正副委員長で作成しますが、ご一任いただくということによろしいでしょうか。

( 「はい」という声あり )

なお、その意見書は、請願第8号が本会議で採択されましたのち、委員会提案として委員長の私が提案することになりますのでご承知おきください。

続いて、陳情審査の採決です。

「陳情第111号 小福井市営住宅、雇用促進住宅の再整備についての陳情について」を採決します。

採決は、委員会条例の規定により問題を可とすることでお諮りします。本陳情について、採択とすべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

《 賛成者挙手：多数 》

挙手多数で採択と決しました。

反対の委員はご意見をお聞きします。

牛尾委員

雇用促進住宅については民間譲渡の方針が既に決まっています。ですから小福井住宅はわかるのですが、雇用促進住宅を採択するとつじつまが合わなくなるので反対ではないのですが、賛成できません。

三浦委員

私も住民の方々の要望書の意図は理解するので判断に迷いますが、牛尾委員がおっしゃったように雇用促進住宅の再整備方針が市全体として出ているので、この一つだけ賛成とするのは他も一緒の判断となるため、慎重にとらえて賛成しかねます。

岡本委員長

「陳情第122号 開府400年事業の経済効果の算出を求める陳情について」

委員からご意見をお聞きします。

牛尾委員

単なるイベントではなく過去から未来に繋がる歴史的文化事業という位置づけです。日本遺産認定を二つ持つ浜田市にとって、市や議会をあげて取り組んでいる大事業です。金銭的効果の視点は的外れです。ただ、全てのイベントが終了後の総括は必要だとは思いますが。よってこの陳情は不採択すべきと考えます。

川上委員

その前に、「開府400年事業の経済効果は」というこれだけの文言で、中身をどうすべきと書いたことが書いてなく理解しがたいのでこのような形で陳情については始めから不採択が適当だと思います。

三浦委員

400年事業を行うことの目的は経済効果を求めることが第一ではないと思っています。ただし事業を振り返った時に結果的にどうだったかという評価は必要かと思っています。よってこの陳情は不採択と考えます。

岡本委員長

不採択という意見が出ましたので、他の委員の意見もうかがいます。

笹田委員

一緒です。

飛野委員

一緒です。

串崎副委員長

一緒です。

岡本委員長

「陳情第122号 開府400年事業の経済効果の算出を求める陳情について」を採決します。

採決は、委員会条例の規定により問題を可とすることでお諮りします  
本陳情について、採択とすべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

《 賛成者挙手：全員 》

挙手なしで不採択と決しました。

「陳情第123号 「お魚センター」 案件の不明朗な点を明朗にすることを求める陳情について」

委員からご意見をお聞きします。

川上委員

これまでも言っていますが、あまりに見えない所が多すぎる。議員はもっと勉強してというのは置いておいて、あまりにも明瞭な部分がなさすぎるので、明瞭にすべきとしてこの陳情に賛成します。

牛尾委員

先ほど申し上げましたが、既に議会が議決権を行使した問題ですので、この件はこの陳情は馴染みません。

岡本委員長

各委員に意見を求めます。

飛野委員

牛尾委員に同意です。

笹田委員

最後に書いてあるのですが、「せこく動いて責任を免れているように見える」とありますが、そう見えないので不採択です。

三浦委員

終わった案件ですすでに議決しているものですので不採択でお願いします。

串崎副委員長

不採択でお願いします。

( 「なし」という声あり )

岡本委員長

「陳情第陳情第123号 「お魚センター」 案件の不明朗な点を明朗にすることを求める陳情について」を採決します。

採決は、委員会条例の規定により問題を可とすることでお諮りします  
本陳情について、採択とすべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

《 賛成者挙手：少数 》

挙手少数で不採択と決しました。

岡本委員長

「陳情第124号 美又国民保養センターが労基法に適合しているかの調査を求める陳情について」

委員からご意見をお聞きします。

笹田委員

先ほどの執行部の説明の中で労基法に適合していると回答があったので不採択です。

三浦委員

説明で今後の改善点も述べられましたし、労基法に適合していると判断します。

牛尾委員

適合しているかどうかの調査権は議会にありません。それと先ほどの情報提供により判明しましたが、この指定管理に漏れた方からの陳情と判断しました。よって特定の法人を攻撃するような陳情は本来すべきでないというように行政実例に書いてあります。ですからこういう陳情を議長部局は受け付けるべきではありません。そのような理由で不採択です。

川上委員

労基法に適合だと判断します。不採択です。

飛野委員

不採択をお願いします。

串崎副委員長

不採択をお願いします。

岡本委員長

「陳情第124号 美又国民保養センターが労基法に適合しているかの調査を求める陳情について」を採決します。

採決は、委員会条例の規定により問題を可とすることでお諮りします  
本陳情について、採択とすべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

《 賛成者挙手：全員 》

挙手なしで不採択と決しました。

「陳情第125号 TEU、FEUを公表する意味の説明を求める陳情について」

委員からご意見をお聞きします。

牛尾委員

20フィート、40フィートはコンテナ貨物の単位ですが、国土交通省による港湾施設整備や港湾の稼働率のひとつのものさしです。よって、うちの委員会で受けるべきでないし、なじむものではありません。さらに言うなら、先ほどから言いますように、陳情の対象ということで、行政実例にうたってありますが、その府県や市町村の事務とかあるいはその議会または執行機関の職務についてでなければならぬということですが、それからすると浜田市議会に対する陳情になじまない、こういうことを陳情すべきでないという行政実例に書いてあるので、不採択です。

笹田委員

前回も同じような陳情が出て、その時に不採択になっています。再度議論する内容ではありません。

三浦委員

利用状況を把握したいと思いますので、報告は必要と考えます。

川上委員

この単位は必要単位と思います。不採択で良いと思います。

飛野委員

不採択で。

串崎副委員長

不採択で。

岡本委員長

「陳情第125号 TEU、FEUを公表する意味の説明を求める陳情について」を採決します。

採決は、委員会条例の規定により問題を可とすることでお諮りします  
本陳情について、採択とすべきものとするに賛成の委員の挙手を  
求めます。

《 賛成者挙手：なし 》

挙手なしで不採択と決しました。

岡本委員長

「陳情第126号 基幹産業の定義を求める陳情について」

委員からご意見をお聞きします。

牛尾委員

本来、基幹産業というと日本で言うと鉄鋼業、自動車産業なのでしょうが、合併して海山に囲まれた浜田市にとっては農業も漁業も基幹産業と認識して良いと思います。この陳情趣旨が分かりませんが、何を求めてこういう陳情を出されるのか。やたら陳情を出せばいいというものではなく、陳情権の乱用だと思います。したがって不採択です。

三浦委員

水産業は地域にとって重要な産業の一つであるという認識でいます。また、これは政策として基幹産業と位置付けて取り組んでいるので、そうした言葉を使うことに問題はないと判断し不採択でお願いします。

笹田委員

同じで不採択です。

川上委員

不採択でお願いします。

飛野委員

不採択でお願いします。

串崎副委員長

不採択でお願いします。

岡本委員長

「陳情第126号 基幹産業の定義を求める陳情について」を採決します。  
採決は、委員会条例の規定により問題を可とすることでお諮りします  
本陳情について、採択とすべきものとするに賛成の委員の挙手を  
求めます。

《 賛成者挙手：なし 》

挙手なしで不採択と決しました。

以上で、産業建設委員会に付託されました案件の審査は終了します。  
委員長報告については正副委員長一任ということでよろしいでしょうか。

( 「はい」という声あり )

それでは、9月30日の表決までに作成し、タブレット端末の議案等資料  
の委員長報告フォルダに入れておきますのでご確認ください。

ここで暫時休憩とします。再開を11時45分とします。失礼しました。  
再開は13時とします。

[ 休憩 11時 38分～14時 45分 ]

岡本委員長

再開時間が変更になりましたが、委員会を再開します

## 9. 政策討論会を終えて

岡本委員長

お魚センターを中心としたエリアの活性化について、委員の皆さんから意見を出してもらいタブレットに入れています。これらの意見をまとめて次回委員会を開いて意見書を完成したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

( 「異議なし」という声あり )

それでは次回の日にちを決定したいと思います。私からご提案を申し上げます。9月25日が予算決算の予備日となっておりますが、予備日が必要な時には、終了後にこの日に委員会を開催したいと思います。この予備日に予算決算委員会が開催されない場合は9月30日の表決の後、議会運営委員会が行われますが、その後に第1委員会室で行いたいと思いますので、よろしく申し上げます。

以上で産業建設委員会を終了します。お疲れさまでした

[ 14時 50分 閉議 ]

浜田市議会委員会条例第65条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

産業建設委員長 岡本 正友 ㊞